

【研究ノート】

第1次大戦後の平和主義者の軍縮観の研究のための予備的考察

武 田 昌 之

東海大学国際文化学部

紀要 第16号 2023年

【研究ノート】

第1次大戦後の平和主義者の軍縮観の研究のための予備的考察

武 田 昌 之*

**A Preparatory Study on the Arguments about Disarmament of the Pacifists
after the First World War**

Masayuki TAKEDA

Abstract

After the First World War, many pacifists, some international lawyers, and a few politicians considered various problems related to the armament. The purpose of this paper is to think about the characteristics of their ideas from some articles published in “Die Friedens-Warte”. H. Wehberg, a German international lawyer, insisted that the military enforcement measures of the League of Nations and the radical disarmament of every member state should be carried out correlatively. On the other hand, the radical pacifists, for example, K. Hiller and H. Stöcker agreed to the radical disarmament. They opposed all use of force including the military sanction of the League of Nations. But they did not propose how to reduce the armament of each state thoroughly. Stöcker and other pacifists realized that the whole society would be changed radically for the victory of the total war in the near future. And so, it is not impossible to guess as follows; they thought that in the era of total war it was not always sufficient for peace to reduce only the armament in the narrow sense, and that the social change should be aimed for.

はじめに

第1次大戦の敗戦国ドイツは、ヴェルサイユ条約によって、他国の先駆けという建前で軍縮を強いられた。本稿では、ドイツの平和主義の中心的な月刊誌だった Die Friedens-Warte [以下、FW と略] を史料にして、軍備や軍縮の意味とその変化に関する1920年代の平和主義者の見解をごく僅かではあるが取り上げて、今後の考察の基礎としたい。

従来、ドイツの平和主義者は、戦争と平和を「国家と国家、または国家と国際組織の関係」から考える傾向が強かったが、第1次大戦以降、様々な理念と手段を掲げる人々が登場した。FW 誌は、1924年に編集者になった国際法学者のヴェーベルク (H. Wehberg) の姿勢を反映して、

*国際文化学部地域創造学科

平和主義の伝統的な傾向、すなわち、「穏健な平和主義」・「組織平和主義」と呼ばれる傾向（この「組織」は国際組織によって平和を維持するという意味での「組織」だが）が強かった。しかし、ヒラー（K. Hiller）やシュテッカー（H. Stöcker）に代表される「ラディカルな平和主義者」にも開かれた場だった。彼らは戦争と平和を「国家と国民の関係」から捉え、「個々人の生命・生活」の問題として考える傾向が強く、反戦の理念であり手段でもある兵役拒否を重視した。一方、同誌はドイツ語圏以外の学者・政治家の論文も掲載し、内外の識者を対象にしたアンケートも実施している。以上から、比較的多様な平和主義の傾向の把握が可能である。

本稿では、まず列国議員連盟（Interparlamentarische Union [IPU と略]）の事務局長で1921年にノーベル平和賞を受賞したノルウェーの政治家ランゲ（Chr. Lange）の「軍縮」という論文を紹介する。ランゲは、この時期の軍縮をめぐる論点をコンパクトにまとめ、簡潔な考察を加えている。続いて、第2章ではヴェーベルクの「軍縮か軍備制限か？」という論説を取り上げ、第3章ではラディカルな平和主義者の見解を見ていく。

なお、本稿は筆者のこれまでのヴァイマル期の平和主義についての諸考察を「軍縮」という軸で手短かに再整理した性格が強い。また、筆者の「軍縮・戦争・平和：近代西欧軍縮提案小考」という一連の論文の、いわば「番外編」にあたることを先にお断りしておく¹。

1. ランゲと「軍縮」

国際連盟規約8条は「連盟国は平和維持のためには、その軍備を、国の安全及び国際義務を協同動作で実行する強制に支障のない最低限度にまで縮小する必要があることを承認する」で始まる。これは、もっぱら平和主義者が主張していたテーゼの正当性を55の連盟加盟国が認めていることを意味すると指摘することから、ランゲはこの論文を始めている²。その上で、第1次大戦前にまで遡って、軍備と軍縮に関わる状況を概観している。

ランゲは、各国政府は、連盟の設立以前にも軍拡に反対する議論の経済的な根拠は認めており、「圧殺するような軍備の重圧」という表現もしばしば使われていたが、軍備は国家の安全のための「保険料」として正当化され、ドイツなどは「我々はこの重荷を軽々と担っている」とも主張していた、と回顧している。ただし、彼は、経済的な観点からの議論は重要だが、連盟規約に上記の条項が取り入れられた後では、それは副次的なものになったので、8条の原則の意義を検討する方が興味深いとして、軍備のもたらすその他の影響を考察していく。

彼は「平和維持のためには軍備の縮小が必要だ」という文言を、軍備は平和を保障する代わりに平和を賭けものにして国家の安全を脅かすものだ、という意味に解釈し、その上で、第1に「軍国化」を取り上げている。すなわち・・・軍国主義は今日の国家の本来の特色で、軍国化に関係する違いは程度の差でしかない。国家の政策が戦略的・軍事的特性で規定されればされるほど、その国家は軍国主義的であり、最終的には軍事機構が国家を統御することになる。その典型がドイツ帝国で、軍事組織が内政全体を支配するプロイセンのあり方が帝国全体の構造になり、軍は政治に統御される手段ではなく、軍事機構が政策を支配した。そして、それが

1914年の危機の際に大戦の勃発をもたらした、このあり方は大戦期に徹底的なものになった、と振り返る。一方、彼は、大英帝国にも海洋軍国主義と言うべき側面があり、ドイツほど政策を支配するには至らなかったが、その危険性は常に存在していた、とも指摘している。ただし、英国が海洋支配を非常に適切な程度で利用したことも確かだ、と付け加えてはいる。

次に、ランゲは過剰軍備の問題に注目する。すなわち、国家というものは、対立する国家が軍事的に優位になることで自国がその国の支配下に置かれるリスクを冒すことはできない。それ故、一方が軍拡を進めると他方も軍拡を余儀なくされ、軍国化の歯車が回り始める。例として、大戦前のドイツ帝国議会での軍事費の決定が、英・仏の議会の決定やロシアの軍備と相互影響関係にあったことをあげている。そして、こうした大国の過剰軍備によって発火性の高い危険物が蓄えられ、爆発は不可避になり、平和主義者の努力や先見の明のある政治家の警告にも関わらず、軍備の「清算」は行われずに1914年の破局が訪れた、とする。以上から、列強の軍備のあり方が平和維持への最大の危険性を内包していることが立証されると結論している。

軍縮の必要性を連盟規約8条と関連させて解釈しているのが第3の論点である。彼は、当該条項は「平和の保障と紛争の平和的处理を軋轢なく適用するシステムを進展させるためには軍縮が必要だ」という非常に重要な原則を含んでいると指摘する。強大な軍事力の保有は、外交交渉においてその国の主張に決定的な根拠を与える一方で、軍事力を濫用する誘惑を生む。したがって、意見の違いを解決する目的で暴力に訴える力を国際連盟はどの加盟国にも自由にさせてはならないという点に、軍備に反対する決定的な論拠はあるのだ、と断ずる。

彼は、国家間の紛争の調整のために戦争をちらつかせるという方法が悪用された第1次大戦前の例として、ファッシュダ事件やモロッコ危機、オーストリアのボスニア・ヘルツェゴヴィナ併合などをあげている。この方法は状況を悪化させ、不断の軍拡が進行する中でサラエボ事件が起きる。当時どの国も戦争を望んでいなかったが、威嚇で優位に立とうとした結果、1914年8月に戦争という具体的な形を取るに至り、一方、非常に強化された軍事機構が政治の決定的な力として出現した。つまり「軍備が戦争を招いた」とした上で、連盟規約8条が「平和の維持のためには軍備の縮減が必要である」と宣言するのは正当なことだ、とランゲは結論付ける。

ただし、彼は、日本とイタリアの圧力で採用された現行の条文が曖昧で不十分なことも指摘する。8条は軍備を「国の安全と一致するレベルに縮小」すべきだと規定しているが、元々のウイルソン大統領の提案では「国家の内部の安全と一致するレベルの軍縮」となっていた。ウイルソン提案は論理的かつ明確で、それ故、より適用が容易な基準を提起していたが、現行の8条の曖昧さは軍備制限の作業の遅れの原因になっていると批判する。

一方、彼は仲裁裁判の組織化と軍縮を明確に関連付けようとした1924年のジュネーヴ議定書の意義を評価する。すなわち、小国は重武装した国家が紛争の際に威嚇する危険性を連盟総会で繰り返し主張してきたが、1924年に英国の労働党政府はこの指摘の意義を認め、「軍縮なくして仲裁制度や安全はなく、仲裁制度なくして軍縮はない」という考えが第5回総会を支配し、ジュネーヴ議定書の全システムに影響を与えた。これに対し、フランスや欧州の新興国は軍備

制限の措置を見込んだ上で、制裁と仲裁裁判制度を予備的に発効させるよう英国に理解を求めたが、英国代表は北欧諸国やオランダの強い支持を受けてこれには屈しなかった、とランゲは述べている。

ランゲだけでなく次章で扱うヴェーベルクもこの議定書を高く評価している。ただし、軍縮、制裁、紛争の平和的解決のそれぞれの達成自体が容易ではないだけでなく、それを同時に確立することが論理的には正しいとしても、実際には非常に困難なことは想像できよう。

なお、ランゲは、上記の小国と英国の「司法的または平和的な手段に訴えるという方法は、軍縮によってのみ確実にする」というテーゼの正当性を、欧州の大国が力を濫用した直近の事件を例に補強している。すなわち、フランスによるルール地方の占領（第1次大戦の敗戦国のドイツはヴェルサイユ条約で軍縮を強いられていた）、イタリアによるギリシアのコルフ島への爆撃、英国（政権交代を果たした保守党政府）の対エジプト政策という例である。ちなみに、彼は米国の州の間の紛争で州が連邦裁判所の判決に従う理由を、合衆国全体の軍備に比べると個々の州のそれが無軍備といえるような状態にある点から説明して、紛争の平和的解決と軍縮の連関性を補足している。

次に、ランゲは軍備の発達の観点からも軍縮の必要性を強調する。すなわち、生物・化学兵器を用いた空爆に対する唯一論理的な防衛方法は、全ての住民のために、コンクリートの地下空間を造り、常に改良が図られる必要のあるガスマスクを配ることではない。戦争は血生臭く破壊的な報復の連鎖と化し、本来の意味での防衛は不可能になる。それ故、デンマークのような小国は完全軍縮を提案しているのだ、と。なお、この点については、スイスの化学者ヴォーカー等がFW誌などでしばしば警告を発している³。

さらにランゲは、軍事制度は国家の社会組織や国民の心理に深く根付いているので、それらを考慮するのは避けられないが、できる限り迅速に個々の国家の軍備を清算しなければならないとしつつ、次のように述べている。

敗戦国の軍縮は、物理的な軍縮が可能なことを証明している。これによって他の国家の安全が強化されたことは確かだ。しかし、完全な安全は諸国民の精神的な軍縮が現実のものになる時に達成されるのは間違いない。そのためには、個々人の心を少しずつ教育していくことの必要性が想起されるが、物質的軍縮に取りかかる前にまず精神的な軍縮が実行されなければならない、という決定論的な立場にとどまってはならない。人間の行うことには相互関係があり、物理的な軍縮は経済生活や諸国民の繁栄にプラスになるし、紛争の際に威嚇で決着をつけようとする誘惑を除去する点で、政治的な立場からも非常に大きな利点を提供するのである。

最後に、ランゲは次のようにまとめる。大戦後の欧州の疲弊と戦争の記憶は、紛争の際に妥協的な解決に甘んじることを諸国民に強いている。裁判や平和的な解決に訴えるという新たな伝統がゆっくりと軌道に乗り、連盟の諸会議が導入した新しい外交方法がこの傾向を強化するだろう。しかし、この努力が最終的に諸国民に根付くには軍縮の達成が必要だ。ヴェルサイユ条約の第5部の前文は他国の軍縮を軽減するためにドイツに軍縮を課したことを宣言している。それはドイツが理事国になる形で連盟に加盟する必然性の決定的な論拠となる。ドイツは、

自国の利益と全人類の利益のために、軍縮の動きを牽引する役割を引き受け得る立場にある、と⁴。

ちなみに、軍縮を強制されたドイツが新しい時代を切り開きリードすべきだという考え方はこれ以前にもあり、平和主義的な左翼知識人の中心的な雑誌だった *Die Weltbühne* の当時の編集者の一人のロートハマー (K. Rothhammer) は、1921年に次のように述べている。「軍備撤廃、すなわち、軍事的な非武装化の状態は、正しく見れば単にドイツにとってだけの将来の発展の試金石なのではない。欧州大陸の軍備撤廃を！」そして、当時のヴィルト首相の発言を引用しながら、非武装化された国民が政治を牽引すべきであり、将来の世界強国としてのドイツの根はそこにあると述べている⁵。伝統や常識から見れば不利な状態を、今後の長期的な展望の中で積極的に評価しようとする発想、いわば「無力の力 (Macht in Ohnmacht)」という発想がそこには見られる。それは、少し遅れて同じ状況に置かれ、その後、変転を重ね続けている我々にとっても意味深いものであると筆者は考える。

なお、ランゲ自身は第1回国際連盟総会で、「次の2年間は軍事予算を増やさない」という極めて現実的な提案を行ったが、多くの国の同意は得られなかった⁶。

2. ヴェーベルクと軍縮・仲裁・制裁

以上のランゲの論文に続いて FW 誌の1925年1月号に掲載されているのがヴェーベルクの「軍縮か軍備制限か？」である⁷。彼はドイツの国際法学者で少し上の世代に当たるシュッキング (W. Schücking) に比べると、第1次大戦以前は、軍縮それ自体や軍縮・仲裁・制裁の相互影響関係の認識に関して、若干の「歯切れの悪さ」があった⁸。しかし、国際連盟の成立以降は、連盟規約・ジュネーヴ議定書・ロカルノ条約・不戦条約へと続く一連の国際条約や1925年のギリシア・ブルガリア国境紛争に際して行われた戦争防止活動等の現実の動きを絡めながら、軍縮・仲裁・制裁のあるべき関係について、毎号のように論説を FW 誌に発表している。ただし、これらや同誌に掲載された他の平和主義者・国際法学者の関連する論考を扱うのは別の機会に譲り、ここでは、軍縮を中心に仲裁・制裁との関係をコンパクトにまとめている上記の論説の概要を紹介するにとどめる。

ヴェーベルクは、2～3割の軍備制限では過剰な軍備のもたらす危険性は抑えられないと指摘するとともに、軍縮の可能性や重要性を以下の理由から指摘している。

第1には、ジュネーヴ議定書に規定されているように、戦争が重要な国際紛争を解決する手段でなくなれば常備軍は不要になり、国内の秩序維持に必要な限りで、そして、違法に戦争が始められた際に国際連盟の強制措置の分担軍として用いられる限りで、警察部隊 (Polizeitruppe) だけが正当化される。

第2にドイツやオーストリアが軍備撤廃 (Entwaffnung) された後では、公正と平等の理念からも、他の国々の徹底的な軍縮がふさわしい。そして、それだけが新生欧州の平和への意志を表し、また、ヴェルサイユ条約が、中欧諸国の軍縮を諸国家の一般的な軍備制限 (全ての国

の軍備制限)の第1段階だと規定している「約束」を果たすことになる。

ただし、ヴェルサイユ条約も連盟規約も軍縮ではなく一般的な軍備制限という言葉を用いており、連盟規約は紛争を解決する手段としての戦争を認めているので、徹底的な軍備制限が現状では不可能なことを彼は認める。しかし、侵略戦争が禁止された後は、軍備はその意味を失い、連盟規約8条の「軍備制限の際には『国家の安全』・『地理的な位置』・『個々の国家の特殊事情』などを考慮する」という規定も修正が必要になるとして、1924年の連盟総会の委員会で作された8条の修正案を紹介し、その上で、ヴェーベルクは次のような見解を表明している。

「国家の安全への配慮」は個々の国家が侵略に対する備えをしなければならない時には価値があったが、あらゆる侵略戦争が犯罪と宣言され、侵略に対しては国際連盟が加盟国を全力で守ることが決められてからはその価値を失った。また、まだ認められている防衛戦争に関しても、全ての国家の徹底的な軍縮が実行されればどの国も不利になることはないので、軍備はもはや考慮され得ないだろう。というのは、徹底的な軍縮が行われた場合には軍備で威嚇する可能性が消え、侵略の意志をもつ国家が戦争禁止に違反することが最初から妨げられるからだ。それ故、徹底的な軍縮がなければ完全な安全は存在せず、ポリティ(N.Politis)やベネシュ(Benesch)の言うように「軍縮なくして仲裁や安全はない」とヴェーベルクは述べている。

なお、彼は軍縮に関わる個別的な状況についても、2点加えている。一つは国内の政治や社会との関係についてで、ヨーロッパの徹底的な軍縮によってドイツの排外主義者の力が弱まること。もう一つはロシアに関してで、ソ連も軍縮協定に組み入れるべきだとしつつ、万が一の同国による侵攻に対しては連盟の警察軍が対応することを示唆している。

一方、彼は、技術的な観点からも徹底的な軍縮の必要性を指摘する。すなわち、毒ガスや航空機の進歩で戦争のあり方が変化し、軍備の削減の基準を見つけるのが困難になる中では、20～30%の軍備削減というように限定しない方が軍縮問題の解決はより容易ではないか、という理由からである。また、世論との関係でも、現状の7～8割の大部隊を維持する状態で世界は平和を信じるだろうかと疑問を呈している。すなわち、軍縮は軍隊のもつ危険性や財政上の問題に関連するだけでなく、全ての国民の平和に対する信頼の強化にも寄与すべきものだが、完全に軍縮をすれば、真剣に平和が希求されていると国民は理解するが、20%しか軍縮をしなければ80%の軍備が必要だと考えて、「平和はその程度の見込みなのか？」と自問することになりかねないからである。

そして、彼は、軍備が国内の秩序維持と国際的な強制措置に参加するための少数の部隊に制限されれば、侵略戦争には不十分になるが故に、徹底的な軍縮以上に国家の平和に対する意志を証明するものではなく、また、全ての国家の完全な非武装化よりも国家を侵略戦争から守るものはないとする。その上で、各国の軍事力の規模については、1924年のIPUでサン・ジェルマン条約がオーストリアに課した例をベースにする提案がなされたことを紹介している。

彼は最後に次のように述べている。確かに、諸国家が現時点で完全軍縮を承諾することは政治的観点からは疑わしい。しかし、制裁を伴った徹底的な仲裁裁判制度と全面軍縮は諸国家に真の安全を与えるが、国内の秩序の維持と連盟の軍事制裁への参加に必要な水準よりも大きな

戦力の保持は、侵略戦争の危険性を増大させ仲裁裁判の道徳的な意義を弱める、ということを強調するのは国際法学の使命である。そして、首尾一貫した徹底的な解決こそが最良であり、かつては全く不可能とされていた仲裁裁判への道が開かれたことに倣って、軍縮を実行するのが課題であると結論付けている。

軍縮の程度やその重要性に関する認識は別として、軍縮と軍事的強制措置を連関させて整備すべきだとする発想は、ドイツ内外の識者を対象に1927年にFW誌が行った国際連盟の強制措置に関するアンケートにも見られる。例えば、第1章で扱ったランゲは、連盟規約が想定している諸国家の一般的軍縮が実現しない限り、はなから軍事制裁を放棄することはできないと述べている。リール大学のカッサン（R. Cassin）は、迅速な軍事的強制措置が行われない制度であれば、侵略を意図する国にその行為を思いとどまらせるような威嚇の力は弱まり、軍縮や青少年への平和教育を試みる国や軍事小国から物理的・心理的安全を奪うと指摘する。一方、マクドナルド内閣期に貴族院等で中心的な役割を果たした英国のパーマー（Palmoor）卿は、軍事制裁の行使は国際社会に対して国際連盟に権威を与えるためにあるべきもので、直接に侵略国への処罰や被侵略国の防御を念頭に置いているわけではなく、その主たる目的は、予防と一般的軍縮のシステムに先行しなければならない安全保障についての一般的な感情を作り出すことなのだ、と心理的な意味を指摘している。他方、ギリシアの外相を務めたポリティは、漸進的な軍縮に国家が応じるためには、連盟加盟国全てに対する安全保障だけでなく、特定国家間の地域的条約によって強化された安全保障が伴う必要があるとしているが、現在の地域的集団安全保障、あるいは、集団的自衛権のようなものを想定しているようだ。その一方で、彼は、軍事制裁は道徳的・法的・経済的手段で不十分なことが明らかになった場合のみに行われる強化手段であるべきだとも主張している。また、ジュネーヴ大学の学長のラッパルト（W. E. Rappard）は、国際連盟が普遍的な国際組織ではない現状を踏まえて、未加盟国の攻撃からも守られなければ欧州の軍縮は不可能だと述べている⁹。

一方、ラディカルな平和主義者たちは、軍縮を軍事的強制措置と連関させて進めるべきだという発想を批判し、軍事的強制措置とその軍備がもたらす悪影響を問題にしていた。この点について、ヒラー、シュタイニッツ（M. Steinitz）、シュテッカーの見解を次章で紹介したい。

3. ラディカルな平和主義者と軍縮

3-1 ヒラー

紛争の平和的な解決を国際社会に強制し、同時に個々の国家を支援する力がなければ、各国は自力救済を放棄しないという点では、ヒラーはヴェーベルクと一致している。しかし、軍事的な手段で連盟の決定を履行させることには、次の理由で反対する。

軍事力による強制措置では、決定に従わない場合には戦争に発展する。戦争の99%は領土・搾取対象・交易上の権益などを巡るものであり、戦争とは、その目的のために「罪のない者に、殺し・殺されることを強いる」ことだ。そして、これからの戦争では、航空機から毒ガス弾が

投下され、仲裁判決に従わなかった政府要人や議員以外に、為政者の決定に関与しない老人・子ども・女性などの市民も犠牲になる。こうした状況下で連盟に軍事的強制措置を認めれば、いわば悪魔的な技術を備えた新たな十字軍の時代をもたらすだろう、と。このように、軍事的強制措置の対象になった国家の一般市民の犠牲を重視する点は、後で扱うシュテッカーらにも共通した点だが、以上を踏まえて、彼は最後に次のように断じている。

「我々が要求しなければならないのは、国家を小規模の警察部隊（Polizeirest）にまで非武装化することである。安全保障問題の解決が軍縮を決めるのではなく、一般的軍縮が行われれば、一般的な安全保障を結果として伴う。何故なら、非武装の国民は隣国を侵略できず、隣国は全く軍事的防衛の必要がないからだ。非武装国家の同盟は仲裁裁判を徹底的に行い、その判決は個々の国家が拒めないような非常に大きな権威をもつ。そして、例外的な事態が生じれば全ての国による国交の断絶がその国を正気に戻すだろう。この方法は人を殺さず単に戦意を失わせるだけだ。これもなしで済ます非暴力の絶対主義は極端だが、『公正』という名の下での大量殺戮の主張に屈するつもりはないし、毒ガスを投下する強制措置を他者に委ねようとも思わない。我々平和主義者はそうしたことのために存在しているわけではないのだ」¹⁰。

3-2 シュタイニッツ

シュタイニッツはドイツの兵役反対者同盟（Bund der Kriegsdienstgegner）の中心メンバーで、後にロンドンの兵役拒否者インターナショナルの副書記になった¹¹。彼女は本稿第2章の最後で紹介した連盟の強制措置に関するアンケート全体へのコメントの形で、「個々の国家の徹底的な軍縮」と「制裁が強力になればなるほどそれが実行される可能性は小さくなる」ということを同時に考えることの矛盾を指摘している。それは以下のようにまとめられるだろう。

連盟の軍事的強制措置のための軍事力は、国内の警察と犯罪者の間の関係とのアナロジーや、「潜在的な侵略国」に制裁の本気度を信じ込ませて侵略を抑止することの重要性などから正当化されている。しかし、どこが潜在的な侵略国なのかはそれぞれの国家で異なるので、全ての国、特に大国が「潜在的な侵略国家」ということになる。つまり、万が一のケースで抑止機能をもつためには、連盟の軍事的強制措置は、英・ソ・米などの個々の強国や国家同盟に対抗できるものでなければならない。

以上を踏まえれば、軍事的強制措置に抑止機能をもたせるために、国際連盟は加盟国に軍縮を認めない可能性がある。なぜならば、強制措置のための軍事力は加盟国による分担で構成することが想定されているが、「強力な制裁」という威嚇が可能するためには、物理的・心理的な実体で支えられなければならないからだ。その結果、世界は引き続き軍備に固執し、軍部、軍国主義、軍国主義的新聞、軍需産業、軍事教育が存在し続けるだろう。そして、その動きは若者を軍事制裁に参加させるための準備でスタートするだろう。というのは、「祖国、女性、子どもの防衛のため」という決まり文句でさえ効果がない時代に、「国際的な正義の再興のため」に国民を戦争に参加させるのは簡単ではなく、一般大衆を熱狂させるための準備が必要だからだ。他方、そうした軍事的強制措置の効果についていえば、国内の刑事司法で重罰化に犯罪の

抑止効果がないことが明らかになりつつあるように、侵略を決断した国家は国際連盟の強制措置軍事力を恐れないだろう、と。

以上のように、国際連盟による軍事的強制措置は、軍縮どころか様々な面での軍拡をもたらす危険性を内包するにもかかわらず、その抑止効果は疑わしいとした上で、状況は変わらないか、あるいは、ひどく悪化すると述べ、皮肉な結果を予想する。すなわち、実際に軍事力が行使されることが望まなければならないほど、強制措置戦争には大規模な軍事的な準備が必要となる。したがって、国際連盟とその加盟国は、自分たちが軍事力の行使を望んでおらず、国家間戦争のためではなく強制措置戦争のためだけに備えていることを、大規模な軍事的な諸準備で証明しようと努めるだろう。一方で、連盟の軍縮管理委員会は、両者の軍備を区別する（すなわち、その軍備が国家間戦争のためのものなのか、それとも、強制措置のためのものなのかを区別する）という課題を抱えることになるだろう、と。そして、こうした2種類の軍備の背後にある、力・不信・恐怖・攻撃性という軍事的な精神は、強制措置戦争の威信によって永続的に正当化され、連盟は単なる「大国の同盟」に墮し、力の支配にかわる法の支配の確立は非常に長きにわたって挫折するだろうと結論付けている¹²。

以上の見方は、彼女の他の論文と同様にいささか極論気味だが、軍事力による「抑止」というものの、その目的や主体に関わらない危険性を浮かび上がらせている。また、彼女は明確には指摘していないが、彼女の論理を拡大すれば、例えば、国際連盟の強制措置のためであっても、軍事力の威嚇による抑止は一ランゲのあげた第1次大戦への道の事例にあるように一当事国の意図に反して戦争という破局へと導く危険性があることも指摘できそうだ。一方、特に、連盟に加盟していない国が多い状態では非加盟国の軍拡を促す可能性があり、それがまた、彼女が示唆するように、連盟と加盟国の軍事力の強化につながる、という悪循環をもたらしかねない。なぜならば、抑止が機能するためには「戦力の均衡」—加えて「恐怖心の均衡」、「即応体制の維持」、相手に報復の断固たる決意を伝える「シグナリング」—が必要だが、信頼関係のない中で、それぞれが主観的に均衡を目指せば、相手の「隠し玉」（秘密の軍備）に対抗するなどの目的で、軍拡に展開しやすいからである。

3-3 シュテッカー

シュテッカーは、1924年のFW誌に掲載された「国際連盟の強制措置、フランス、安全保障」の最初の部分で、何らかの目的を組織的な殺人で達成しようとする限りは、どんな国も完全な安全を維持できないし、どんなに巧妙に考えられた国際法のシステムや国土防衛の方法も諸国民相互の完全な安全を保障することはできない、と述べている。そして、最後の部分には「個々の国家においても、それらが人類という大きな家族のまさに一員である諸国民の連盟においても、人間の生命と人格の神聖性を認めることが原則にならなければならない」という「兵役反対者インターナショナル」の綱領を掲げ、軍事的強制措置を目的とするものも含めて、無辜の人々の「生命と人格」を犠牲にするような軍事力を否定する。

しかし、本稿の主題にとって興味深いのは、戦争のあり方が加速度的に変化し続ける中では

軍備や軍縮の重点もかつてと同じではないとして、「新しい戦争」の時代の「軍事力」を巡る考え方や現実の動きを紹介・検討している部分である。

彼女は、ドイツ社会民主党左派のレヴィ (P. Levi) の指摘を基に、今や、軍備も軍縮もその重点は大隊の数ではなく、軍隊と銃後、人間と機械、人力と技術の間のバランスを再構築することにあり、本国における様々な「力」の悪用こそが軍国主義の本質になったと指摘する。

次に彼女は、フランスの社会主義者、ボンクールが1921年に提案した「フランスの真の安全に貢献するためにあらゆる市民は国防に協力する義務を負う」という内容の法案の「論拠」を紹介する。曰く、今までは物資や弾薬等の準備不足で迅速な作戦が妨げられ、旧来の戦争観にとらわれ続けている工場が動き始めるまで、前線の兵士は血と泥の中で待ち続けなければならなかった。しかし、軍事的な動員が同時に準備される産業上の動員によって強化されれば、我々が経験した戦時における犠牲や戦争の長期化を避けることができる……。

彼女はこれを踏まえて、軍国主義の立場から懸念されていた欠点を解決し、軍法あるいは一般的・部分的・個別的な徴発によって市民を国防に協力させられるようにすることが、当該法案が提出された理由だと捉えている。その上で、総力戦 (la guerre totale) と呼ばれるこうした新しい戦争のあり方は、あらゆる部門に影響を与え、軍事組織、工業、財政、化学、細菌学、医学、教会、内政、農業生産などの全てが「戦争の神」に抱えられることになる、と指摘している。つまり、彼女は、軍拡と軍縮の問題を検討する際には、単に戦場で用いられる武器・兵器とその製造部門だけでなく、国家の全ての構造を問題にしなければならない時代が到来した、と考えているといつてよいだろう。

その上でさらに『ル・マタン』紙の評を踏まえながら、こうした状況ではドイツ軍が小規模化を強いられたことは軍事力の徹底的な毀損ではなく改革であり、それ故、独仏は不可避免的に再び戦争へと導くような軍備競争の危険な段階にあるとも言える、と指摘する。他方で、国際連盟が平和を破壊した国に対して勝利しようとするならば、総力戦の準備のために生じるこうしたあり方は、国際連盟の軍事的な強制措置のためにも転用されるだろうと予想している。

以上からは、自衛や軍事的強制措置のための軍事力も否定する彼女の主張が、「現代では、どんな目的のためであれ軍備を保有する国家は、直接的に軍事に関わる分野だけでなく、社会構造全体の変容を余儀なくされる」という認識にも支えられていることが見てとれよう。また、角度を変え、なおかつ単純化していえば、狭義の軍備の量や質だけを軍縮の対象にしても、戦争とそれがもたらす危険性を取り除くことは不可能だ、と彼女が考えていたことが推測できる。こうした認識を踏まえると、この節の冒頭に引用した、非常に理想主義的な「兵役反対者インターナショナル」の原則も違った印象を与えるかもしれない。

それはさておき、反戦手段に関していえば、先述のレヴィの見解に依りながら、自分たちの闘争は戦争とその準備のためのあらゆる種類の協力も対象にしなければならず、そのために、殺傷手段の生産を意図したあらゆる企業での労働の拒否や、あらゆる組織的な殺人の精神的・倫理的拒絶を含まなければならないと主張している¹³。

変容する軍備と戦争、そして、それに対抗する方法に関連する彼女の考え方は、程度の違い

はあれ、ラディカルな平和主義者に共通するものだったといえよう。穏健な平和主義者に比べると、彼らは徹底的な軍備の縮小に直接つながる方法とプロセス、特に国際的なレベルでのそれに対する関心は希薄で姿勢は冷淡だった。そもそも軍縮は彼らの主張や運動の主たる対象ではなかったという点は別にしても、軍備の意味の変化とそれに伴う社会構造全体の変容の可能性に関する彼らの認識を踏まえると、新しい戦争の時代においては、単なる国際的な協議で直接的な軍備を規制していくだけでは軍縮問題は解決しないと彼らが考えていたであろうことも、関心の薄さの原因の一つとして指摘できそうだ¹⁴。

本稿の最後に、戦争に備えて軍備を維持・拡大していくことで社会構造の転換が起こる危険性に関連して、当時の指摘の一例をごく簡単に紹介したい¹⁵。

ヴェルサイユ条約で軍備制限を強いられたドイツは、実は裏で秘密の再軍備を進めていた。平和主義的ジャーナリズムはしばしばそれをすっぱ抜いたが、1920年代の後半に進められていた刑法改正作業では、この動きに対抗すべく、言論の自由をさらに制限する内容を盛り込もうとしていた。しかし、グンベル（E. J. Gumbel）は、この動きが再軍備の暴露を阻止するという短期的な目的にとどまらないことを見抜いていた。すなわち、技術の発達に対応して軍事的領域と市民的領域の境界が曖昧になり、それが軍事機密の範囲を拡大し、それが国家による情報統制の強化、言い換えれば、言論の自由の制限をもたらすが、刑法改正の背景にはこうした変化がある、と指摘しているからである。

シュテッカーやグンベルが考えるように、新しい戦争の時代には、軍備とは思えないようなものまでが戦争に勝利するための条件になり、したがって軍事機密の対象になる。そしてさらには、士気を保つために言論だけでなく生活全般の徹底的な統制にまで至るのは論理的に必然だし、実際に第2次大戦へ向かう時期とその後の歴史はそれを示している。

なお、長期的な歴史を振り返ることが可能な現代の人間の後知恵を使うならば、総力戦体制の動員と統制の構造の基礎を築いたのはフランス革命で、その構造はその後100年以上も潜在化していたが、より大規模化して顕在化したのが第1次大戦だったことも確かではあるが¹⁶。

おわりに

以上、ごく少数の事例に基づいてではあるが、ドイツの平和主義者の軍備や軍縮に関する基本的な発想とその違いについて、簡単にまとめてみた。次稿では、関連するドイツ国内や国際社会の動きを絡めながら、主にヴェーベルクの軍備や軍縮についての考え方を検討したいと考えている。

主な参考文献

- Lütgemeier-Davin, 1982, Pazifismus zwischen Kooperation und Konfrontation, Pahl-Rugenstein Verlag.
C. Denfeld, 2008, Hans Wehberg (1885-1962), Nomos Verlagsgesellschaft.
F.-K. Scheer, 1981, Die Deutsche Friedensgesellschaft, Haag+Herchen Verlag.

武田昌之、1986、「ヴァイマル期における反逆罪強化と平和主義者」『クリオ』、創刊号

武田昌之、1989、「近代における戦争と平和—義務兵役制度の史的研究手控え（1）」『クリオ』、第4号

武田昌之、2014～2017、2019、「戦争・平和：近代西欧軍縮提案小考（1）～（5）」『東海大学国際文化学部紀要』、第7～10、12号

武田昌之、2018、『戦争・平和・国際組織』東海大学出版会

主な史料

Die Friedens-Warte, Blätter für internationale Verständigung und zwischenstaatliche Organisation, 1918-1933, Berlin Verlag.

Lipp u.a., 2010, *Frieden und Friedensbewegung in Deutschland 1892-1992*, Klartext Verlag.

Die Weltbühne, Wochenschrift für Politik, Kunst, und Wirtschaft, 1921, Verlag der Weltbühne. (rpt. 1978, Athenäum Verlag.)

注

¹ この時期の平和主義者の軍縮議論に関しては—いずれも古典的研究というべきものだが— Scheer, 1981, pp. 371ff.、Lütgemeier-Davin, 1982, pp. 145ff. が参考になる。次稿で扱う予定のヴェーベルクについてはデンフェルトの優れた研究がある。(C. Denfeld, 2008) また、ドイツの平和運動を長期的に辿る解説・資料集としては、Lipp u.a., 2010があり、1920年代の軍縮についてはFW 誌も使いながら触れている。なお、筆者の関連研究については、「主な参考文献」の部分をご参照いただきたい。訳語についていえば、allgemeine Abrüstung は「一般的軍縮」と訳したが、これは、世界の全ての国—実際には殆どの国—が軍縮することである。一方、radikale Abrüstung は、軍縮の程度が徹底的なことで、「徹底的な軍縮」または、「ラディカルな軍縮」等と訳した。また、totale Abrüstung（全面軍縮）や、Entwaffnung（軍備撤廃）、Wehrlosigkeit（非武装化）も軍縮の程度を示しているが、その「程度」については論者によって異なるようだ。

² Lange, 1925, pp. 1-4.

³ スイスの化学者ヴォーカー（G. Woker）は、国際連盟による化学兵器の研究・管理を提案すると共に世界的な徹底的な軍備撤廃を唯一の国土防衛の形と捉えた。オランダのエンブデン（D. v. Embden）も、軍事専門家の見解を引用しつつ、軍事的な防衛の有効性を否定している。（武田、2018、p. 248。）

⁴ Lange, 1925, p. 4.

⁵ Rothhammer, 1921. 7. 21, “Deutschland als Weltmacht,” in: *Die Weltbühne*, p. 56.

⁶ Wehberg, 1931, “Der Völkerbund und die Abrüstung 1920-1930,” in: *FW.*, p. 98.

⁷ Idem., 1925, “Abrüstung oder Rüstungsbeschränkung,” in: *FW.*, pp. 4-9. この論説はジュネーヴ議定書の採択（24年10月）と事実上それが発効しないことが確定した間の時期に執筆されている。

⁸ 武田、2017、pp.48-58.

⁹ “Rundfrage der Friedenswarte über den Sanktionskrieg (1),” 1927, in: *FW.*, pp. 65-80; “Rundfrage der Friedenswarte über den Sanktionskrieg (2),” 1927, in: *FW.*, pp. 97-106. 細かなことを言えば、本文のパーマー卿の見解の部分で、「・・・被侵略国の防御は念頭に置いておらず、予防と〔中略〕安全の一般的な感情を作り出すこと・・・」と訳した個所の「防御」と「予防」は、史料では共に Schütz という単語が使われている。しかし、それではこのセンテンスが矛盾してしまうので訳し分けた。パーマー卿の回答は英文をドイツ語訳してFW 誌に載せていると思われるが、その関係なのかどうかはよくわからない。

¹⁰ Hiller, 1924, “Sicherung durch militärische Gewalt,” in: *FW.*, pp. 314-316.

¹¹ Lütgemeier-Davin, 1982, p. 37.

¹² Steinitz, 1927, “Rundbemerkungen zur Umfrage über den Exekutionskrieg,” in: *FW.*, pp. 246-248. なお、本

文中で「強国の同盟」と訳した原語は *Mächtekoalition* である。*Macht* の複数形の *Mächte* は、歴史学では通常は「諸国家（特に、諸大国、列強）」と訳すのでそれに倣ったが、文脈を考えると、また、*überwindliche Mächte* で「常勝軍」という和訳もあるので、「軍事力の同盟」、「力の同盟」と訳したいところである。

¹³ Stöcker, 1924, “Völkerbundexective, Frankreich und Sicherheit,” in: *FW.*, p. 316-321.

¹⁴ もちろん、穏健な平和主義者が戦争と社会構造の関係に関わる変化に全く関心がなかったわけではない。その点は第1章のランゲの姿勢からも読み取れるし、後述する刑法改正提案に対抗する動きに、ヴェーバルクが関わっていることから読み取れる。なお、ラディカルな平和主義者が、戦争に対抗し平和を創造するための「方法」をどのように考えていたかを、ヒラーを例に以下で簡単にまとめるが、彼は社会主義—ラディカルな平和主義者の中には社会主義に親近性を抱くものが少なくなかったが—と絡めて、極端な方法論を展開していった。彼は、安全保障は軍縮の結果として伴うもののだとして、世界的で徹底的な軍縮が行われなければ、侵略戦争やそれに対抗するための防衛戦争や強制執行戦争の危険性はなくならないし、国際連盟も十分に機能しないと考えていた。ただし、1920年代初期には、資本主義体制を国家間戦争の主因と捉えつつも、体制の変革のためであっても武力行使を否定して、内戦も含めてあらゆる戦争に反対していた。しかし、戦争の構造転換が予測される中で軍縮がより急務になったにもかかわらず、国際社会の変革の動きは遅々として進まない。その結果、1920年代半ばには現状の国際体制の下での軍縮に見切りをつけて、世界社会主義体制にその基盤を求めるに至った。そして、ドイツでは平時に革命は不可能であるとして、次の戦争が勃発した際にそれに対抗して革命を起こすことを主張し、兵役拒否・徴用拒否だけでなく、反戦のための大衆蜂起が革命の形になると考えるに至る。とはいえ、この革命的平和主義は、社会主義と戦争の関係に関する認識の当否や、人命を奪わずに革命が成功するのかという点、革命に至るまでの平和運動のあり方など、多くの矛盾をはらんでいることも明らかである。また、こうした転換は、「組織平和主義者は、目的が手段を正当化すると考えている」というかつての批判が、自分自身に戻って来ることも意味していたといえよう。（詳しくは、武田、2018, pp. 12-21.）

¹⁵ 武田、1986, p. 15. なお、この論文の掲載誌の『クリオ』は東京大学西洋史学研究室の院生が1986年に創刊した雑誌だが、第1線で活躍していた西洋史学研究者への院生によるインタビュー（最初の号では、東京大学西洋史学研究室の現スタッフで古代ギリシア史の橋場弦氏がインタビュアーを務めている）が毎号掲載されており、『クリオ』はそれを読むだけでも価値がある雑誌だと筆者は思っている。

¹⁶ 武田、2018, pp. 181-185. また、武田、1989, pp. 43-67, esp. pp. 60-62.

